

第5回 芦屋市障害者（児）福祉計画 障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成21年3月3日（火） 15:00～17:00
会 場	北館2階 第3会議室
出 席 者	委員長 中田 智恵海 副委員長 堺 孰 委 員 久保崎 進 朝倉 己作 木村 嘉孝 齋藤 登 中野 久美子 山村 孝司 井上 邦子 永岡 英子 遠藤 哲也 姉川 昌雄 磯森 健二 欠席者 須山 徹 事務局 障害福祉課長 米田 ヒロ子 同 課長補佐 川原 智夏 同 主査 篠原 隆志
会議の公表	公 開 非公開 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画（案）について
- (2) 芦屋市第2期障害福祉計画（案）について

2 審議内容

開 会

事務局：～ 開会・あいさつ ～

「市民意見の募集結果について」の報告、「障害者（児）福祉計画、障害福祉計画」の説明

【委員長】

ありがとうございました。今の説明を含めて、他にも皆さんに自由にご意見を出していただければと思います。ご意見をいただいたところを訂正していただいていますけども、委員の方々、確認をしていただいていたかでしょうか。

【遠藤委員】

障害者（児）福祉計画の 72 ページ、障害の早期発見と早期対応の部分でご変更いただきありがとうございました。こういった計画は、いつも異常の発見とかという言葉がこれまでもほかのまちの計画でも出ていましたが、やはり当事者にとっては精神的にきつい表現になっているので、反映していただいてよかったですと思います。

【委員長】

私からも「ピアサポート」を要所に入れていただきありがとうございます。

【齋藤委員】

私のも 74 ページに入れていただいてありがたいと思います。早めに対応していれば有効な手立てになると思います。窓口に言って苦情を言う人がいなくなれば、その分だけ進歩になると思います。

【委員長】

副委員長のご指摘いただいた障害福祉計画の 1 ページ、これがあれば柔軟に対応できますね。

【堺副委員長】

精神の方の数 771 人になっていますが、全国では約 303 万人、これは国民の約 3 % になります。芦屋の 771 人というのを国レベルにあわせると約 2300 人いることになります。それで、このレベルで 266 人の手帳所持者を対象にして政策をすると大きなミスをすると思います。入院中の精神の方の地域移行目標値 28 人も実態に則していません。28 人の対策だけでも大変なんです。だから、そういうことを想定していくことが必要であるだろうと。もうひとつは、発達障がい者の数が非常に甘いです。各普通学級の中に何人おられるかというカウントも相当問題を内包していると思われます。3 つ目は、最初の居宅支援等の利用された数値が入っていません。この実績数字というのも、国の範囲内でやった数値ですね。

【事務局】

予算の範囲内ではありません。今年度も予算が結局足りなくなりました。利用者負担軽減とか利用者の伸びがありまして、自立支援給付に関しては 2500 万円の補正を組み 3 月補正をしてサービスを提供する状況ですので、予算の中でストップということではなく、利用者さんに応じてサービス希望があればそれに対して、支給決定をしていくかたちです。

【堺副委員長】

要は一貫した継続的なサービスが大切です。申請主義ですから、こういうふうにならざるをえないですが、我々としては国であげている数値と芦屋での数値を、補正を組まないと思えないといった現状で、人間をサービスごとに分けしてやっているのではないかという気がします。大元のところを審議会の方で十分やっていただきたいと思います。そういうことを内包しています。発達障がい者でも、幼稚園、保育園もそうでしょうけど、加配職員を出すので精一杯です。第 4 次から徹底的に勉強して第 5 次にいったかということ、そういうことがちょっと気になっただけで、計画の修正は一切ありません。

【委員長】

ありがとうございました。根本的な大きな問題を提起していただきまして、ここの委員会の中でどこまで明確にしていかが分かりかねますが、少々問題が大きいかと思えます。1 点は精神障がいの数が現実を反映していないのではないかと、もうひとつは発達障がいについてもそれが言えるということです。それからサービス提供のあり方がひとりの人間を全体的に見ていない。バラバラに見ているからそういった数値が出てくるのだと。この策定委員会が根本的な問題を解決しえないのではないかと、そういう問題をはらんでいるということを皆さんご理解くださいという意味ですね。

【堺副委員長】

我々は問題意識を持っていかなければいけませんので。

【永岡委員】

パブリックコメントについてですが、健常児と障がい児が共に過ごすということによって実際に様々なところで問題が明らかになって、現場の先生も含めて教育委員会の方も、また県も国も実態については認知されるところがたくさんありました。それとは別にその子に応じた、障がいの程度にあった必要な教育は特別支援教育が見直されて新たに取り組まれる中では必要で、特に統合教育で皆と一緒に教育を受ける中で放置されているのではないかという危惧を持たれる保護者はたくさんいらっしゃいます。ただ私の実体験からいきますと、個別の教育と、クラスの間人間関係がお互いを理解し合うことは違うと思います。小さいときからそういう関係が出来上がることで、例えば大学、保育の関係の人と一緒に育って過ごした人が、こういう仕事に就きたいという方は多いです。いろんな形で一緒に過ごすことのメリットはあるんですね。

これは長く 20 年～30 年にわたって全国的な教育の流れとして、かなり評価は出てるんです。ただ、例えば予算の問題、先生の問題、学校の行き帰りの問題、両親が働いている子どもさんの受け入れ、または二重体制でクラスを運営するとか、そういうことがきちんとされているかが点検されればいいことであって、健常児と障がい児が共に過ごすことの良さと、個々に応じた教育は分けて考えるべきだと思いました。パブリックコメントの回答を見て思ったのですが、このことを教育委員会ではどう考えてらっしゃるのでしょうか。

【委員長】

さらに適切な指導と保護者への啓発を重視するという 2 点ですね。
策定委員会としては、この部分は公的支援として発信していく必要がありますね。

【事務局】

担当課には今のご意見をお伝えして、適切な回答内容にしていきたいと思います。最終は委員長に一任してよろしいでしょうか。

【齋藤委員】

先ほど、堺副委員長から話が出ましたので、少し実情を補足させていただきます。日本の人口は一番ピークで 1 億 2700 万、先ほどおっしゃった 302 万 8000 人、約 303 万人として、心的障がい率が 2.4%。そういった中で芦屋で手帳を持っておられる人は 266 人いらっしゃる。その他 771 名がなんらかの形で精神科の病にかかっているということです。今、障害者自立支援法になりまして 3 障がいが一本化しました。そこで今、一番困っているのは人材の確保なんです。精神保健福祉士の資格を持っている専門家で大阪の病院等で経験ある人が来てくれるならいいですが大体断られます。現状の雇用の条件は毎年毎年の繰り返し契約で、ボーナスなし、退職金なしというような状況です。幸い今年は 10 万 20 万 30 万と少しカバーできるよう電気を消したり、消耗品を削減しながら捻出しているが、残業もはっきり言って払えない。そういった中で利用登録 33 名でも実際に来ているのは半分くらいで、それで何とかもっているのが実態です。というのは精神の人ってその日によって調子が悪かったり寝込んだり、朝からカウントされてしまうと、なかなか必要な人員が確保されない特殊性があるんです。だから一本化されてしまうと非常に厳しい状況です。幸い私たちはセンターに入ることになっていますけど、職員をきちっと確保しておかないとリスクもある。それで今、人材の確保など非常に苦労しています。そういった問題を抱えながら、その他に相談支援もやっている。それから来ている人にも相談支援をやっている。精神は私どもが相談にのる、身体は公社さん、知的は三田谷さんという形で、この 3 つとも同じ機能を持たなくてはいけないですから。私達は一番歴史もないところですが、構えだけは大きくしてフル機能を備えようとしている。なんとかこの数字が達成できるようにやっていきたい気持ちはあるんですが、先ほども堺副委員長に言っていたように大変だということはひとつご理解だけをお願いします。この数字を変えようということではなく、これはこれで皆さん議論されて非常にいいものに仕上がっていると思

いますが、我々はそういったものを抱えながら市の事業を受けてやっているということを是非ご理解いただきたいと思います。

【堺副委員長】

例えば齋藤委員、28人の社会的入院の人が来られて、その人が一定の目標として地域へ出ていく数値ですよと言われたら、病院にかかる費用と地域移行との金額の差はどのくらいあるんですか。

【齋藤委員】

病院にずっと入ってますと、ひとり大体400万円くらいの医療費がかかってきます。地域移行すれば、掛け算の分だけ安くできるよになるということは考えられていると思います。

【堺副委員長】

それが高すぎるから地域へ出せということですね。

【委員長】

それは一方の見方ですね。精神障がい当事者の方は地域で暮らしたいと思われる方も少なくないでしょう。

【齋藤委員】

病院は彼らがいることが経営のベースとなっていますから、基本的には出さないでしょう。精神科医は阪急沿線で病院・クリニックは増えています。ところが、実態では退院促進はしていますがうまくいっていない。それからもうひとつ病院が狙っているのは、お年寄りになって心が病んだ方をまたそこへ入れてしまうというのが今の実態です。

【堺副委員長】

市行政としては、やはり国が指定してきて流れてくるからノーというわけにはいかない。

だから、そこで齋藤委員のところも文句を言うのはいいけど、自分のところで考えなければいけない部分もある。ちょっとB型の単価が上りましたよね。

【委員長】

上がっているところ、下がっていることを平均すると5.1%位では。

【堺副委員長】

5.1%というのは相当大的な地域移行を進めている。追い風になっているのは、新体制に移行しなさい、あるいは地域移行しなさいという呼びかけのような感じですね。現状で国が言っているには無理があって、この策定はかなりしんどいだろうなと思います。基本計画は6年間、障害

福祉計画は3年ですが前半と全体で問題を内包しているので大変だろうと思います。

【齋藤委員】

今うちが職員6人で、登録者が33名、それも毎日全員出てきているわけではないんですが、なんとかやっているというのが実態ですね。今後お年寄りの心の問題とか出てきますが、それもやろうと思っていますが、そうしたときに今の体系だと職員を増やすためのお金をどこで増やすか余裕がなかなかないんです。どんどん退院してきたり、相談があって、はたして市の期待に応えられるだろうかというのがあります。一方では若手がいつ辞めていくかわからない。条件がいいところがあればさっと辞めていく。そういったときに、本当に安定した経営ができるか不安です。

【朝倉委員】

相談に来る人はクリニックにもかかっているのですか。齋藤さんのところにはどういう方が来られるのですか。クリニックにかかっている、なおかつカウンセリングでそちらに行くわけですか。

【齋藤委員】

クリニックにかかったうえで来られます。家だけだと自分も家族も辛いし、カウンセリングではなく日中の活動の場、相談ですね。

【木村委員】

カウンセリング施設をつくるには基準がありまして、来ていただく方がどれくらい重度かということで、身体の場合は障害程度区分が平均いくらあったらどれだけと重度加算がされているはずなんです。そういうのが分からないと、なんとも判断ができかねるのですが、やはり法外の施設として、国の決めている最低基準の職員を置かないと施設そのものが成り立たないし、それだけでは足りないですね。今、障害程度区分が知的と身体では判定基準が整合性のないもので、程度区分が判定されたときに報酬単価の改定が出てくる可能性もある。国の方は1歩も2歩も遅れて決めてきますから、なかなかその時点では対応できないです。そういうことも市の方でお考えいただきながら、具体的な対策を立てていただかないと、という気がします。

【委員長】

問題をはらみながらも事例ひとつひとつについて柔軟に臨機応変に対応していくしかない、ということですね。

【永岡委員】

私は自立支援協議会にも参加してるんですけど、この前報告された事例は3つとも在宅から

あがってきた問題だったんです。もともと芦屋に住んでいて、しかも問題が解決しないまま今も在宅の状態であるという事例だったんです。それに加えて、堺副委員長が言われたように、施設から地域へというのはどういう人たちのことを言うのかと思うんですね。やむおえない事情で施設に入って、成人になられてから地域に出られる場合と、ずっと地域にいながら行くあてがないという場合と2つあるんです。それを地域で支えようとしたときに、具体的にどんなふうにしていけばいいのか。その中の一端として私は麦の家という作業所をやっています。ここで困った問題があるのは、今までは5人からできたんです。芦屋は小さな街ですから今までは5人からでちょうどよかったんです。親や仲間たちが5人集まって、5人から作業できましたが、自立支援法では10人からなんです。10人となると大変なんです。作業する場所ももう少し広くすると家賃も全然違いますし。やはり5人からという制度にすると非常にいいんじゃないかと私は強く芦屋市に訴え続けています。雇成型にしる就労継続A型にしるB型にしる、全てが10人以上です。作業所自体も10人からだったんですが、兵庫県のお母さんたちの運動で5人からというのが認められて、身内が集まって学校校区内でやれたんです。そういうよかったところが活かされるような、芦屋市の単独事業として、国の事業を入れながらも上手くフォローできるような支援体制があればいいなと常々思っています。

【朝倉委員】

私の考えですが、国というのは、数が少ない方が絶対にやりやすいんです。ですから、小さい所は切り捨てです。ただ、おっしゃるように、そこで市がどう埋めてくれるかということです。永岡さんところは、委託とか提携関係とかそれなりにしていかないと、国のやり方は絶対に小さいとこを潰していく。今の企業、銀行関係みても全部そうです。それが根本にありますから。

【木村委員】

国の制度は人口30万人クラスの規模で考えていて芦屋の場合、単独でできるはずないんです。人数的に非常につくりにくい。それで県の方に行政指導してください、ある程度、広域で協力して仲間どうしでできないかと言ったら、それはできないと言われました。それだったら、小さい市の方向としては、ますます地域密着型になるだろう、自分の市中心に考えてみようとなるわけです。すると芦屋市の中にはなかなかそういう施設は整備されていないです。それだったら、不便な土地へ行けば、例えば5人から認めるという制度になってるから、国が認めてくれたら5人からでもいけるわけです。要は地域移行によってますます各市ごとの守りが堅くなっている。自分の市優先になっていく可能性は非常に強いと思います。どこでも使えるとはいえず市が優先になってくる。そうすると、芦屋市なんかは国の制度を使ってやることは小さいような、それをどう考えていくかというのも芦屋市だけの問題でなく、似たような市が全国にあるわけですから、全国的に運動を起こしていけないとどうしようもない話かなと思います。

【姉川委員】

関連質問なのですが、第2期障害福祉計画の方の69ページ「県及び近隣自治体等との連携」という項目の現状を知りたいんですが、この中に障がい福祉圏域である芦屋市・尼崎市・西宮市、さらには阪神地域である伊丹・宝塚・川西・三田・猪名川との連携を図りますと言葉がありますけど、各自治体との連携の現状はどうなんですか。

【事務局】

例えば、阪神広域で芦屋・西宮・宝塚・伊丹・尼崎・川西とありますけども、その中で「阪神自立の家」という療護施設があります。重度身体障がいの方の施設ですが、市がそれぞれ人口割等で分担金を出して建物を建てて運営しています。それらについての分担金を出すために、年に何回か会合をしながら調整を図っています。芦屋は特に市の中に施設がないですから、広域等を使ってサービスを受けていただけるような条件整備をしております。

【姉川委員】

具体的には「阪神自立の家」が実際に動いて、それを通して連携なりコミュニケーションがあるということですか。あくまでも具体的な施設を各自治体が共同・連携しながらつくって運営していると。それに当然お金を出し合っているとことですね。それ以外にこういう福祉全体の話で自治体間でコミュニケーションはあるのですか。

【事務局】

今、申し上げた阪神広域行政圏協議会では福祉担当者連絡会等が開かれておりまして、施設のショートステイの問題だけではなく、今起こっている、例えば自立支援法の改正に伴って各地がどういう対応をしているか、そういう連絡もしています。

【姉川委員】

永岡委員のお話の中で、今、永岡委員は芦屋で活動されていますけど、10人での活動の矛盾というか展開が苦しい状況に、他地域との連携状態、展望、可能性というのはないのですか。

【永岡委員】

阪神人権ネットワークというのを昨年つくりまして、宝塚・伊丹・西宮・芦屋が中心となって管理し、尼崎の保護者、担当教師や指導員が入ったりして人権ネットワークというのをつくったんですね。それは何をつくるかということ、もちろん作業所問題もあるんですが、新しい支援法をつくるためのどんな事業展開ができるかというのがあって、NPO法人をつくったんです。それをしているときに、今度の法人の元で、宝塚の人権ネットワークの事務所を中心に市を超えて合併してやれるかと県にも聞いてみたんですが、できないんです。仲良くするのは自由なんです、要はお金を出してくれないんです。配分としての給料保障とか事業展開をしていく上で何の保障もないんです。たとえ阪神間とはいえ、それぞれの市で補助金も違うし、認定度も違う。まだ芦屋はいいほうなんです、芦屋自体でどうするかということと、宝塚・伊丹が

どうするかということはまだ何も決まっていません。芦屋は芦屋でやるしかないんですね。今、兵庫県で私たちのような小さなところが 300 あるんです。その中の移行が全く進んでないんです。そこは 5 人～7 人で小規模です。一番大きいのは神戸市ですが移行ができないんですね。だから、今言ったように例えば 3 つが一緒になっても家賃は別々に払わなきゃいけない。みんなまとめて県がくれるかといったらくれないんです。宝塚は全額、でも芦屋は半分しか出ないとか市によってやはり若干違うんです。ですから、まとめてやりなさいとは言ってもらうのですが実際にはできないという現状があるので、これをどういうふうにするのか。宝塚みたいに本拠地が宝塚にあったら芦屋市も家賃は全部出してくれるとかね。だったら助かるんですが、そういった違いがあるんです。

【姉川委員】

本当に永岡さんが 10 人のグループよりも 5 人のグループの方がいいと、今までやってきて確信があるわけでしょうから、それを動かしていくために考え合うというのはどうでしょうか。

【永岡委員】

前に一度、市へ冗談みたいに言ったことがあるんですが、NPO 法人はとっているが移行してないところがユートピア、ライラックとあって、合併しても家賃が払えないわけですから学校の空いている部屋を貸してくれないかと言ったことがあったんです。一番私たちがしんどいのは人件費と家賃なのでこれが無料になって、1 組 2 組 3 組と入っていれば利用者も好きところに行けるじゃないですか。だから学校の空部屋をひとつくれないかと言ったこともあるんです。そんなふうに、芦屋市としてできることも考えていただければ、やり方も受け皿としての視野も広がるのではないかと思います。少人数のよさというのは絶対に残したいんです。私たちは管理されたくないんです。障がい者の方というのは、本当にずっと管理の下に庇護の下に置かれてきたわけです。その人なりの生き方をしようかと思ったら、もう少し余裕がないといけません。介護者も必要なときに付いてあげないと、小さいときはいいけども 20 歳過ぎたらやはりちゃんとしたケアがいるんです。うちの子もついこの間、警察に通報されたんですが、うちのメンバーも通報されたんです。そのメンバーは知的障がいの子で 3 歳～4 歳のかわいい女の子を公園でぼーっと見てたら、すぐさまパトカーが来て連れて行かれたんです。そのとき私たちは全員一緒にいたんですよ。介護者もちゃんといたんです。たったひとり、その子に近づいたわけでも触ったわけでもないのに、ぼーっと見てただけで通報されてしまったんですね。やっぱりそういうふうになちに出て自分の思うように生きていこうと思ったら、地域のケアが十分にできる小規模で日常的なことをよく知ってる介護者、指導員が付いていることは大切なと思います。

【委員長】

とてもいい事例をお話いただきましたが、行政にあげていく前に 3 施設の合意を得て一緒にするのはどうですか。

【永岡委員】

そのときはユートピアさんと一緒に行ったんです。でも2年前ですから支援法も芦屋市の方もどういふふうにと説明もできなかったんだと思いますけども、まだまだ時間がありますし、話し合いの必要性はあると思います。

【委員長】

皆が一緒になって言い続けていくということはとても大事なことだと思います。ですから、永岡委員のところはそうやっていくし、齋藤委員のところは齋藤委員のところでもた言い続けていくと。部分的に誰かが言うのではなく、皆が一緒になって言い続けていくということです。

【堺副委員長】

これまでこつこつと芦屋市と話をしてここまで来たわけです。ですから、優先順位で従来こうだったからこうだということをどこかで見直すことも大事だと思います。ここへ至るまでには相当時間がかかっているわけです。さっきの阪神自立の家は阪神間の福祉の向上のために先駆けてやられたことだと思うんです。実際主導権を持ってるのはそれぞれの市長さんで、トップは尼崎市長さんですね。それで今度、我々が関係するのは22年の春に阪神特別支援学校が芦屋に出来ます。そうすると芦屋市が相当、分担金を出す必要が出てくるのではないですか。そういう時が見直すチャンスだと思うんです。そのときには簡単にはいかないと思う。そこを市長さんに頑張ってもらわないといけません。簡単にはいきませんが、工夫がいる。去年こうだったから今年もこうだというのはなく、大きいものに巻かれるんじゃなく、芦屋市は小さいけどピリッとしたところを見せてもらいたいと思う。ここへ至るまでにも相当苦労しているわけだから。一番最初に精神の方を言いましたが、国が言うほど一元化なんてと簡単ではないという話なんです。

【木村委員】

やはり年齢構成が違いますからね。20歳過ぎの人と60歳過ぎの人と年齢構成を考慮しながら、最終的にはこの計画はまだスタートしたとこだから、走りながら考えないといけない。

【永岡委員】

私のところは、今おっしゃったように、一番上は66歳から一番下は20歳なんですね。高齢者の方は車椅子で障がい者の方で、若い方は知的だったからもめました。最初はどうかと思ってましたが、結局は仲良くなるんです。もちろん大きな施設でグループ分けしてやっていくのもひとつの方法だし、今みたいに仲間て小学校の学校区内で5・6人集まって。大体障がいを持った子はひとつの学年に2人くらい、1年生～6年生までの間に5・6人なんですね。そのときに保護者会なんかで親同士が仲良くなって、中学校は3つの小学校からまとまって行

くから大体顔見知りなんです。子どもの行ってる学校が違っても知り合いなんですね。だから、各学校くらいにあったらいいなというのが夢だったんです。芦屋には小学校が8つありますから、8つくらい。10人以上だったら2つに分かれて3つずつ。大きな所帯にしようかというのが夢だったんです。そうなったらいいなと今でも思っています。たまたま、うちは利用者8名の中で精神障がいの方が1名、知的障がいの方が4名、身体障がいの方が3名という成り立ちで、それなりの障がいの違いも長年付き合っていくと家族がなんとかやっています。そういういいところも聞いてもらって、いいところはこだわっていきたいし、芦屋のまちにあってるんじゃないかと思います。特に家族単位で家族がよりどころで、いい意味で自立して行って、会いたいときに親とも仲間とも合えるし、働くところもあるというのが理想なんです。

【委員長】

ありがとうございました。今日は最後ですし、一度も発言していらっしゃらない方には是非、発言してお帰りいただきたいと思います。

【遠藤委員】

パブリックコメントの件で関係したことですが、この計画では76ページ、統合教育の大切さを再認識というところで、私達、ともに生きる社会をつくるための計画ですから教育段階のところを、例えば今後の方向性のところに、大前提として統合教育の大切さをふまえた上でというスタンスを入れてほしいと思いました。それと、44ページプロジェクト1の啓発冊子の方ですが、学校現場で活用されるということですが、学校だけではなく、さきほど永岡委員もおっしゃったように警察官自身が障がいの区別ができないというのがありますので、大阪の弁護士グループが中心となって警察官に様々な障がいの基本知識を持ってもらおうということで、全国の都道府県に働きかけたりしていますが、芦屋でも身近なところに置いてほしいと思います。子どもたちに分かりやすいということは大人にも分かりやすいということですので、そういうフレキシブルな活用と、どういう過程で作られるかを教えていただきたいです。

【事務局】

今回の啓発冊子につきましては学校で使っていただきながら、できるだけ皆さんに活用していただいて、早い時期から障がいへの理解を深める、それから学校から家に持って帰ることによって保護者も見られるということで広がるかと思っています。作る過程では既成のものを行政が出すのではなくて、今回は地域自立支援協議会へ作成を依頼しまして、より芦屋らしい啓発冊子を作っていただくようご協力をお願いしました。

【委員長】

冊子についても皆様のご意見を反映するということですね。もうひとつ、警察だけでなく消防署にも配布することはできませんか。

【事務局】

予算としては 7000 部分を取っておりますので、学校に配布しますし、もちろん市の関係機関にも配布していきたいと思っております。

【永岡委員】

うちの区にも駐在所の方がずっといらっしゃるんです。うちの子は勝手にふらっと出て行って雨が降って駐在所に入っても「ああ 1 号棟の人だ」としばらくいさせてもらって向かえに行っていました。そういうのはいいなと思うんですね。でもちょっと超えて高浜警察になったら挙動がおかしいとすごく言われる。麦の家の場所は若葉町と高浜町にあるから、本来だったらそこが麦の家の人ですねと言ってくれなければいけないのにそうはならない。生活の場、仕事の場に密接にというのは昔から意識しているんですが、おもしろい事例かなと思います。

【遠藤委員】

大阪の弁護士グループではコンビニや駅員さんにも配っています。乗り物が好きな子が多いですから、地域の一員として駅員さんにも知っていただきたいです。

【事務局】

分かりました。その辺りもまた検討したいと思います。

【委員長】

地域のことになりましたので、中野委員いかがですか。

【中野委員】

私たち主任児童委員もしておりますので、月 1 回教育委員会も交えて子ども課と児童相談員さんと話し合いをして、あがってきた事例に対してのケース検討や対応策を考えていますが、発達障がいの子どもの事例が多くあがってきております。学校側が手をこまねいてだまっで見逃しているんじゃないかと、すごく努力をされているのを目の当たりにして、なんとかもう少しできないのかなと、このままだと学校の先生は本当に病気になってリタイアされてしまうんじゃないかと思えます。だから何か政策はないのかと毎月考えています。教育委員会は決して数を知らないわけではなくて、よくご存知ですし、そういえば私たちが小さいときも落ち着きがなくて、いたずらする子がいたましたが、もっと手に負えない子は専門に対応できる方が欲しいと切実に思いますのでよろしくをお願いします。

【堺副委員長】

平成 14 年に文科省の方から 6.3% という数字が出ているんです。それから数年後に芦屋市の方に調査してほしいと言ったら一桁違ったんです。なぜそんな数字が出たかと思ったら親に調査したからなんです。国がやったのは単純に自分のクラスでという視点で、判定をするドクター抜きで 6.3% という数字が一人歩きしたんです。そうすると芦屋市には全然おりませんという

学校まであったんです。未調査もあった。だから、最初の基礎データをどう読むかというスタートが間違っていたんです。

【遠藤委員】

私も発達障がいある子の教育現場の取材をするんですが、診断基準がドクターによってかなり変わってくるんです。同じ子を診ても発達障がいと判断するかそうでないかは、ドクターも自信を持って言えないのが実情なんです。それは身体障がいの方とかなり違う部分です。さきほど、おっしゃったように自分たちが子どもの頃に落ち着きのない子がいたとありましたが、今は発達障がい児としてカテゴライズしているというのは社会がそうしてるんじゃないかと捉える説もあります。より子どもを障がいの有無で細分化している時代になったんじゃないかという説もあります。一概に言えないんじゃないかと。それで教育現場で学校の先生なんかは、文科省から 6.3%という数字が出たので自分のところにもいるんじゃないかと新たな障がい児探しが起きている状況です。

【永岡委員】

中野委員のところ困っている状況というのはどういったものなのでしょうか。

【中野委員】

40人クラスの担任がその一人の子どもさんに一生懸命対応すると、他の子どもさんに手がかけられなくなるんじゃないかということです。じゃあ加配の先生はどうなっているのかという話に発展していくのですが、私たちとしては増やしてほしいで終わっているの、なんとかお願いしますということです。

【永岡委員】

今のお話は30年前に私が教育委員会で言われたことなんです。30年前ですよ。それも応接間に通されて。地域の学校に入れたいと、そのときなぜ私がそうしたかったかと言えば、ずっと手元で親子で暮らしていこうと思ったからなんです。それにはご近所に知ってもらわないといけないし、うちの子も世の中の秩序といったことを受け入れていかないといけないし。どれくらい進んだらそれが分かるようになるのかわかりません。でも36になった今になったときに言えるのは場数を踏んだだけ慣れていきます。それは周りも同じです。永岡さんのところの自閉症のお子さんとは言われません。きちんと姓・名で呼ばれます。

【中野委員】

現実、素敵な面を持っておられるでしょ。ひとつのことにってはすごい能力がね。だから、そういう子を伸ばすためにはやっぱり先生が付いていて伸ばしてあげたいと思うのですが。

【永岡委員】

私の中野委員にお聞きしたかったのは、先生の困りようと、クラスの子どもたちの困りようは案外違うんですよ。なぜそれが分かるかといったら苦労しなければいけないんです。

【中野委員】

それと周りの親ですよ。

【堺副委員長】

永岡委員のおっしゃってることは、現実に4年前から幼稚園でやらせてもらっていますが、教員がどれだけ困ってるかということです。早く相談する人が欲しかったと、私のところで個人レベルで無料相談の先生を呼んでやってるんです。すると、最初は5人くらいから始まって今は25人くらい来ています。保育所の先生もやり方が分からないんです。だから個別にレッテルを貼るなんてとんでもない話で、その人をより良く仲間と一緒にいれたいためのスペシャリストを養成するというのが今ニーズのあることなんです。それが今、県のレベルではクローバーとかランチとか発達障がい支援でやっています。

【永岡委員】

30年前に言った中身と今の中身が一緒とは言いませんけども、問題なのは皆の中に異質なものが入っていくことに関しては、もう少し言い様があるだろうということだったんです。その言い方はないだろうというのが。だからやっぱり気にかかる、邪魔になるというのではなくて、異質なものは必ずいるんだということですね。

【堺副委員長】

違いがあっていいんです。第5次が走りだして、第2次が3年計画で、その上に芦屋の総合計画があります。それで一般の市民や議員でさえ、2次と5次の数字分けというのがなかなか分かりにくいと思うんです。

【事務局】

堺副委員長の今おっしゃられた市の計画の位置づけ1ページのところで少しご説明させていただいています。まず芦屋市の総合計画があって、それから地域福祉計画があって、今の第5次の分と2期の分、第5次の中の一部、障がい福祉サービスの部分が2期の計画で、特に数値目標等をあげているものということです。できるだけ分かりやすくと思って作っているんですが。

【堺副委員長】

それと、さきほどから言っているように選挙前になったらころころと変わるということ。こういう時代に、はたして6年計画の3年毎が出来るのかと。もうひとつ、細かいことを言うようですが、今度できるセンターは是非、芦屋市独自の例えば人権擁護ならば、この前のルナホ

ールでやってたあたりを見ると、予算が国から下りてきて、言葉は非常に悪いですが、どうもプロジェクトを丸投げしたような気がするんですね。委員の中にもっと芦屋の人たちが入り込んでほしい。今回も福祉センターの中にいろいろあるでしょうが、やっぱり芦屋をよく知っている人ができるだけ中心に決めてほしいという気がします。是非、お願いしたいと思います。

【姉川委員】

85 ページの「新設公園を中心に計画的にバリアフリー化」という言葉を書かれていることと、86 ページの「阪神芦屋周辺の既存公園については」という新設公園と既存公園という言葉なんですが、この文章からいきますと 85 ページの方は旧公園についてはバリアフリー化は考えないというふうにとれ、新設公園を中心にと書かれております。本来は新設公園だけじゃなくて、現在ある公園も全て計画的に少しずつでもバリアフリー化を進めるべきじゃないかと思うのですが。

【事務局】

担当課に確認しますが、一番上のところに「道路・公園等のバリアフリー化推進」がありまして、この中で「必要性や緊急性を考慮し、計画的な整備を図ります」となっておりますから、既存の部分はしないということではなくて、順次計画的に進めていると思っています。

【姉川委員】

上から 5 行目の「新設公園を中心に」という中に既存公園も入るという認定でいいのですか。当然、既存公園もバリアフリー化を進めていくべきだと常識的には思いますから。

【事務局】

おそらくそういう考えだと思いますが、確認の上、修正できるようであれば修正します。これも委員長と調整でよろしいですか。

【姉川委員】

もちろん結構です。

【委員長】

ありがとうございました。まだ発言されていない方はどうぞ。

【山村委員】

社会福祉協議会でもこれは見直していきたいと思っております。社会福祉協議会ができることはなにかということは論議をしています。皆さんご存知かどうか分かりませんが、私も常々不満なんです、職員数が少なすぎるということで取り組んでいけないという悩みが常にあります。新しい事業としては福祉センターができるので、障がい児の預かりサービスをしたいと

考えています。とにかく芦屋市の中で我々、社会福祉協議会としてできることとして、福祉計画の見直しと職員の向上を図りたいと思います。よろしくお願いします。

【委員長】

ありがとうございます。これは福祉協議会全体の意見ではなく、山村委員のご意見ですね。是非、委員の主張を中でもおっしゃっていただくようお願いいたします。

【井上委員】

相談支援事業所としては、個人個人の問題が取り上げられて切実な思いだと思うんですが、障がいについてはケアマネジメントができていないがゆえに、いろいろな問題が大きくなっています。例えば、親亡きあとの権利擁護・権利侵害の問題はマネジメントができていないがゆえに出てきています。なので包括的なマネジメントをしていくことによって、問題が起きる前に予防ができるのではないかと。これはやはり相談支援事業所としても、もっともっと人を増やしていただいて、きちっとしたケアマネジメントを推進していく必要があると思います。早急には、権利侵害・権利擁護の問題が親の高齢化によって目の前に迫っています。そういった意味では、福祉センターの機能に注目していきたいと思っております。

【委員長】

ありがとうございました。では、人材を増やすということを除いたところでお話をいたします。

【久保崎委員】

私も身体障がい者の団体で、数だけ見れば芦屋で非常に多いと思います。2700名ですから。ほとんどが65歳～70歳前後なので意見がなかなかあがってこないんです。声をかけていくようにしましても反応してくれないので、今年からなんとかしようと思っているのですがなかなか力不足で。今年からいろんな事やってみたいということで、細々と始めているのですが、うまくいかないのが実情です。そこが一番苦労しているところです。

【委員長】

ありがとうございました。身体障がいはずいぶん今まで声を上げてきましたから、今のお話を伺うと逆にそういう時代になっているのかなと思います。

【久保崎委員】

そうですね今までで大体、身体は整ってきていますのでね。悩みは若い人もだんだん歳をとって65歳、70歳がほとんどです。半分以上が70歳です。

【委員長】

若い人たちはまた別の団体をつくっておられるんですよね。

【久保崎委員】

障がい者の中でも視力とか聾啞は県単位で組み込まれているものがあり、そちらで活躍しているみたいなのですが。なかなかそういう声があがってこないのが、私どもの実情です。

【委員長】

それはやり続けるしかないので、会合はひとつの手段だと思います。こういう場でもどんどん声をあげていただければいいと思います。

【遠藤委員】

姉川委員と出さしていただいたんですけども、やはり市民の方への情報が少ないんですね。福祉センター構想策定委員をやらせていただきましたけども、良いものにしたいという思いを持ってらっしゃる方が多いので、その方たちへの情報をどんどん発信していただきたいと思っています。

【磯森部長】

今おっしゃっていただいたことはこちら也十分認識しておりますので、時期ははっきり言えませんが、新年度入ってすぐにはホームページ等で情報発信していき、逐次情報を更新していこうと考えております。よろしくをお願いします。

【事務局】

最後に閉会のあいさつを保健福祉部長よりお願いします。

【磯森部長】

閉会のあいさつ

【事務局】

閉会のあいさつ

閉会